

お客様各位

2025年12月24日現在
株式会社 日本旅行

渡航準備から帰国までのご案内

この度は弊社にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。
 下記注意事項をご確認いただいたうえでお申し込みください。
 ※いずれも日本居住の日本国籍者かつ1週間程度の観光目的の渡航に対する情報となります。
 ※訪問国及び日本における以下の各種書類・検査等を必ず確認のうえ、手続きはお客様ご自身にて行ってください。
 また、諸経費はお客様のご負担となります。
※出入国に伴う情報は頻繁に更新・変更されますので、必ず最新の情報をご自身でご確認ください。

韓国旅行の準備・手続き

- ◎韓国旅行に必要な条件・書類など
 - ・入国時3ヵ月以上のパスポートの残存が必要です。
 - ・90日以内の滞在で韓国出国用の航空券を所持していれば、K-ETA(電子渡航認証)を取得することで、無査証で滞在できます。
 - ①K-ETA(電子渡航認証)は一時的に免除されています。**
対象期間：2026年12月31日入国迄
 - ②電子入国申告書(e-Arrival Card)の登録**
K-ETA免除期間に渡航される場合は必要になります。
- ※有効な電子旅行許可(K-ETA)を所持している方は、登録・申請は不要です。

日本出発前

▶韓国旅行に必要な書類について

必要な条件・書類につきましては、変更となる場合がございます。
 最新の必要な条件・書類につきましては駐日本国大韓民国大使館ホームページ内の
 「領事部からのお知らせ」をご覧ください。



https://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/brd/m_1068/list.do

【必須】

[日本出発72時間前まで] K-ETA(電子渡航認証)による入国申請と認証

渡航前にK-ETA(電子渡航認証)への情報登録が必要となります。

*** 2026年12月31日までは一時的に免除されております。**

* 受付にお時間がかかる場合があるため、お客様ご自身で日本出発72時間前までに
 ご登録を完了ください。

* 韓国入国時17歳以下、または65歳以上の方はK-ETAの申請は不要です。

詳しくは「K-ETA」をご参照ください。

K-ETA申請サイト：<https://m.k-eta.go.kr/portal/apply/index.do?locale=JP>



「K-ETA」の登録方法についてはこちらの案内動画もご参照ください。

K-ETA申請方法の案内動画：<https://www.youtube.com/watch?v=gKFWCxT9hul>



【必須】

[入国まで] 入国申告書の登録

* K-ETAの免除措置期間内で渡航する場合は、電子入国申告書の提出が必要です。

(有効な電子旅行許可(K-ETA)を所持している方は、登録・申請は不要です)

韓国入国前に入国申告書の登録をする必要があります。

電子入国申告書(e-Arrival Card)の登録

韓国到着日も含めて、到着日の3日前から登録が可能です。また提出後72時間が経過した場合は無効になります。

登録方法等については下記URLをご確認ください。

e-Arrival Card : <https://www.e-arrivalcard.go.kr/portal/main/index.do>



【推奨】

[出発までに] 海外旅行保険の加入

ウイルス性感染症等による疾病を含む海外旅行中の医療費を全額カバーする、十分な補償が組み込まれた海外旅行保険に加入されることを強くお勧めいたします。

※ウイルス性感染症等の重症化リスクが高いとされる基礎疾患をお持ちの方は、事前に主治医にご相談されることをお勧めいたします。

【推奨】

[出発までに] たびレジの登録

外務省から最新の安全情報を日本語で受信できる海外安全情報無料配信サービス「たびレジ」にご登録ください。

外務省「たびレジ」をご覧ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



日本帰国時

【推奨】

Visit Japan Webは入国手続（入国審査、税関申告）及び免税購入に必要な情報を登録することができるウェブサービスです。

<https://vfw-lp.digital.go.jp/>

